



## 個人所得税自己納税申告弁法（試行）<sup>1</sup>

第一章 総則.....	1
第二章 申告内容.....	2
第三章 申告場所.....	4
第四章 申告期限.....	6
第五章 申告方式.....	6
第六章 申告管理.....	7
第七章 法律責任.....	8

### 第一章 総則

#### 第一条

個人所得税徴収管理をさらに強め、国家税収収入を保証し、納税人の合法權益を保護し、納税人の自己納税申告に便宜を図り、自己納税申告行為の規範とするため、《中華人民共和国 個人所得税法》（以下、個人所得税法とする）及びその実施条例、《中華人民共和国 租税徴収管理法》（以下、租税徴収管理法とする）及びその実施細則とその他法律・法規の規定により、本弁法を制定する。

#### 第二条

個人所得税法により納税義務を有する納税人は、下記に列挙した様態の一つに該当する場合、本弁法の規定により納税申告を行なう。

- (一) 年間所得が 12 万元以上である
- (二) 中国国内の二箇所または二箇所以上より給与・賃金所得がある
- (三) 中国国外より所得がある
- (四) 課税所得があるが、源泉徴収義務人がいない
- (五) 国務院が規定するその他の様態

#### 第三条

本弁法第二条第一項の年間所得が 12 万元以上の納税人は、取得した各所得についてすでに

<sup>1</sup> 原文：<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/3854715.html>



満額の個人所得税を納付したかにかかわらず、本弁法の規定により、納税年度終了後、主管税務機関で納税申告を行わなければならない。

本弁法第二条第二項から第四項の様態の納税人は、本弁法の規定により、所得を取得後、主管税務機関で納税申告を行わなければならない。

本弁法第二条第五項の様態の納税人は、その納税申告弁法を具体的な様態により別途規定する。

#### 第四条

本弁法第二条第一項でいう年間所得が 12 万元以上の納税人には、中国国内に住所がなく、一納税年度のうち中国国内の滞在が 1 年に満たない個人<sup>2</sup>は該当しない。

本弁法第二条第三項でいう中国国外より所得がある納税人とは、中国国内に住所を有し、または住所がなく一納税年度のうち中国国内の滞在が満 1 年である個人のことを指す。

## 第二章 申告内容

#### 第五条

年間所得が 12 万元以上の納税人は、納税年度終了後、《個人所得税納税申告表（年間所得が 12 万元以上の納税人申告に適用）》（見附表 1）に記入して納税申告時に主管税務機関に送付し、また個人の有効な身分証明書コピー、及び主管税務機関が要求するその他の資料を送付しなければならない。

有効な身分証明書とは、納税人の身分証、パスポート、帰郷証、軍人身分証明書等のことである。

#### 第六条

本弁法でいう年間所得が 12 万元以上とは、納税人が一納税年度に取得した以下に上げる各所得の合計金額が 12 万元に達することを指す。

- (一) 給与・賃金所得
- (二) 個人経営者の生産・経営所得
- (三) 企業・事業単位に対する請負経営、リース経営による所得
- (四) 役務報酬所得
- (五) 原稿料所得
- (六) 特許権使用料所得

---

<sup>2</sup>「一納税年度のうち中国国内の滞在が 1 年に満たない個人」とは、『個人所得税实施条例』第三条により、一時的な出国（1 回あたり 30 日、または複数回の累計が 90 日を超えない出国）を超えた出国がある個人のことをさす。



- (七) 利息、配当、利益分配所得
- (八) 財産賃貸所得
- (九) 財産譲渡所得
- (十) 偶発所得
- (十一) 國務院財政部門により徴税が確定したその他所得

#### 第七条

本弁法第六条規定の所得には、以下の所得は該当しない。

- (一) 個人所得税法第四条第一項から第九項規定の免税所得、即ち
  1. 省級人民政府、國務院部・委員会、中国人民解放軍以上の単位、及び外国組織、国際組織が発給した科学、教育、技術、文化、衛生、体育、環境保護等方面への奨励金
  2. 国債と国家発行の金融債券利息
  3. 国家統一の規定により発給する補助、手当、即ち個人所得税法实施条例第十三条に規定された國務院規定により発給する政府特殊手当、院士手当、資深院士手当及び國務院規定の個人所得税免税のその他補助、手当
  4. 福利費、恩給、救済金
  5. 保険賠償金
  6. 軍人の転業費、復員費
  7. 国家統一の規定により発給する公務員、従業員の出任手当、退職金、年金、離休給与、離休生活補助費
  8. 我が国の法律規定により免税となる各国駐在大使館、領事館の外交代表、領事官員とその他人員の所得
  9. 中国政府が参加した国際公約、締結した協議に規定された免税所得
- (二) 個人所得税法实施条例第六条により免税が規定された中国国外を源泉とする所得。
- (三) 個人所得税法实施条例第二十五条に規定された、国家の規定により単位が個人のために納付した、または個人が納付した基本養老保険費、基本医療保険費、失業保険費、住宅積立金。

#### 第八条

本弁法第六条でいう各項所得の年間所得は下記に列挙した方法により計算する。

- (一) 給与・賃金所得は、控除費用（毎月 1,600 元）及び付加控除費用（毎月 3,200 元）控除前の収入額により計算する。
- (二) 個人経営者の生産・経営所得は、課税所得額により計算する。帳簿査定徴収を実行する場合、毎納税年度の収入総額から原価、費用及び損失を控除した後の残高によ



- り計算する。定期定額徴収を実行する場合、納税人が自己申告した年度課税所得額により計算、またはその自己申告した年度課税経営額に課税所得率を乗じて計算する。
- (三) 企業単位の請負経営・リース経営所得は、毎納税年度の収入総額により計算する。即ち請負経営、リース経営者が実際に取得した経営利益に、請負・リースした企業単位から取得した給与・賃金性の所得を加算して計算する。
  - (四) 役務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得は、費用（毎回 800 元または毎回収入の 20%）控除前の収入額により計算する。
  - (五) 財産リース所得は、費用（毎回 800 元または毎回収入の 20%）と修繕費用控除前の収入額により計算する。
  - (六) 財産譲渡所得は、課税所得額により計算する。即ち、譲渡財産の収入額から財産取得原価と財産の譲渡過程中に納付した税金及び関連費用を控除後の残高により計算する。
  - (七) 利息、配当、利益金所得、偶発所得とその他所得は、収入額の全額により計算する。

#### 第九条

納税人が取得した、本弁法第二条第二項から第四項の所得は、規定により納税申告表（見附表 2-附表 9）に記入して主管税務機関に申告しなければならない。また主管税務機関の要求するその他の資料の申告も必要である。

### 第三章 申告場所

#### 第十条

年間所得が 12 万元以上の納税人について、納税申告場所はそれぞれ以下のとおりである。

- (一) 中国国内で職務・被雇用を有する単位は、職務・被雇用単位の所在地主管税務機関で申告する。
- (二) 中国国内で二箇所または二箇所以上の職務・被雇用を有する単位は、選択して固定した一箇所の所在地主管税務機関で申告する。
- (三) 中国国内で職務・被雇用のない単位は、年間所得項目中に個人経営者の生産・経営所得または企業単位からの請負経営、リース経営所得（以下、生産・経営所得と総称する）を有する場合、一箇所の実際経営する所在地主管税務機関で申告する。
- (四) 中国国内で職務・被雇用のない単位で、年間所得項目中に生産・経営所得がない場合、戸籍所在地の主管税務機関で申告する。中国国内で戸籍を有するが、戸籍所在地と中国国内の経常的な居住地が一致しない場合、選択して固定した一箇所の主管税務機関で申告する。中国国内で戸籍がない場合、中国国内の経常的な居住地の主



管税務機関で申告する。

#### 第十一条

本弁法第二条第二項から第四項の所得を得た納税人について、納税申告場所はそれぞれ以下のとおりである。

- (一) 二箇所または二箇所以上から給与・賃金所得を得る場合、選択して固定した一箇所の単位所在地の主管税務機関で申告する。
- (二) 中国国外より所得がある場合、中国国内の戸籍所在地の主管税務機関で申告する。  
中国国内で戸籍を有するが、戸籍所在地と中国国内の経常的な居住地が一致しない場合、選択して固定した一箇所の主管税務機関で申告する。中国国内で戸籍がない場合、中国国内の経常的な居住地の主管税務機関で申告する。
- (三) 個人経営者は実際の経営所在地の主管税務機関で申告する。
- (四) 個人独資・合弁企業の投資者が二つまたは二つ以上の企業を設立した場合、異なる様態を区分して納税申告場所を確定する。
  1. 設立した企業の全てが個人独資の性質を有する場合、それぞれ各企業の実際経営管理所在地の主管税務機関で申告する。
  2. 設立の企業が合弁の性質を有する場合、経常的な居住地の主管税務機関で申告する。
  3. 設立の企業が合弁の性質を有するが、個人投資者の経常的な居住地とその設立企業の経営管理所在地が一致しない場合、選択して固定した一つの設立参与合弁企業の経営管理所在地の主管税務機関で申告する。
- (五) 以上の様態を除き、納税人は所得を得た所在地の主管税務機関で申告する。

#### 第十二条

納税人は納税申告場所をみだりに変更してはならず、特殊な状況により納税申告場所を変更する場合、もとの主管税務機関で備案する必要がある。

#### 第十三条

本弁法第十一条第四項第三目規定の納税申告場所は、特殊な状況を除き、5年以内に変更してはならない。

#### 第十四条

本弁法でいう経常的な居住地とは、納税人が戸籍所在地を離れて最後に連続して一年以上居住した地域を指す。



## 第四章 申告期限

### 第十五条

年間所得が 12 万元以上の納税人は、納税年度終了後 3 ヶ月以内に主管税務機関で納税申告の処理を行なう。

### 第十六条

個人経営者と個人独資・合弁企業投資者が取得した生産・経営所得にかかる税金は、毎月予納する場合、納税人は毎月終了後 7 日以内に納税申告を行なう。四半期ごとに予納する場合、納税人は毎四半期終了後 7 日以内に納税申告を行なう。納税年度終了後、納税人は 3 ヶ月以内に確定申告を行なう。

### 第十七条

納税人が年に一回性の企業単位からの請負経営・リース経営所得を得た場合、自ら所得を得た日から 30 日以内に納税申告を行なう。一納税年度内で数回にわたり請負経営・リース経営所得を得た場合、毎回所得を得た後の翌月 7 日以内に申告予納し、年度終了後 3 ヶ月以内に確定申告を行なう。

### 第十八条

中国国外より所得がある納税人は、納税年度終了後 30 日以内に中国国内の主管税務機関で納税申告を行なう。

### 第十九条

本弁法第十五条から第十八条規定の様態を除き、納税人が得たその他各項所得に申告納税の必要がある場合、所得を得た翌月 7 日以内に主管税務機関で納税申告を行なう。

### 第二十条

納税人が規定の期限内に納税申告できず、延期の必要がある場合、租税徴収管理法第二十七条と租税徴収管理法実施細則第三十七条の規定により処理する。

## 第五章 申告方式

### 第二十一条

納税人は電子データ・郵便等の方式で申告することができる。また直接主管税務機関で申告する、または主管税務機関の規定に符号するその他の方式で申告することもできる。



#### 第二十二條

納税人が電子データ方式で申告する場合、税務機関規定の期限と要求により紙資料を保存する必要がある。

#### 第二十三條

納税人が郵便方式で申告する場合、郵政部門の書留領収書を申告証憑とし、消印日時を実際申告日時とする。

#### 第二十四條

納税人は税務代理の資格を有する仲介機構または他人に委託して納税申告を行なうことができる。

### 第六章 申告管理

#### 第二十五條

主管税務機関は各種申告表を税務機関のサイトに掲載し、または税務機関が納税申告を受理する税務サービス庁に安置し、無料で納税人が随時ダウンロードまたは使用できるようにする必要がある。

#### 第二十六條

主管税務機関は毎年の法定申告期間に、適当な方法により、年間所得が 12 万元以上の納税人に自己納税申告を行なうよう告知する必要がある。

#### 第二十七條

納税申告を受理した主管税務機関は、納税人の申告状況に基づき、規定により税金の徴収、追徴、還付、控除手続を行なう。

#### 第二十八條

主管税務機関は規定により、すでに納税申告し税金を納付済の納税人に、完税証憑を発行する。

#### 第二十九條

税務機関は法により納税人の納税申告データの秘密を保持する。



#### 第三十条

納税人が納税申告場所を変更し、もとの主管税務機関で備案した場合、もとの主管税務機関は速やかに、納税人が変更した納税申告場所のデータを、新しい主管税務機関に伝達する必要がある。

#### 第三十一条

主管税務機関は納税申告を処理済の納税人に対して納税書類を作成し、継続的な管理を行なう。

### 第七章 法律責任

#### 第三十二条

納税人が規定の期限内に納税申告と納税資料の提出を行なわなかった場合、租税徴収管理法第六十二条の規定により処分する。

#### 第三十三条

納税人が、帳簿、記帳証憑を偽造、変造、隠蔽、無断破棄する、帳簿に支出を多く記載する、収入を少なく記載するまたは記載しない、税務機関の申告通知を受けても申告しない、虚偽の納税申告をして納税しないまたは少なく納付する、など行為を行なった場合、租税徴収管理法第六十三条の規定により処分する。

#### 第三十四条

納税人が虚偽の税金計算根拠を捏造した場合、租税徴収管理法第六十四条第一款の規定により処分する。

#### 第三十五条

納税人が源泉徴収義務人の支払う課税所得を有し、源泉徴収義務人が控除せず、税金を徴収しない場合、租税徴収管理法第六十九条の規定により処分する。

#### 第三十六条

税務担当者が不正行為または職務怠慢により、徴収すべき税金を徴収しないまたは少なく徴収した場合、租税徴収管理法第八十二条第一款の規定により処分する。

#### 第三十七条

税務担当者が職権を濫用し、故意に納税人に不利益を与えた場合、租税徴収管理法第八十



深セン納克邁伊茲諮詢有限公司 *Nac-Myts Consulting(Shenzhen)Limited*  
中国広東省深セン市蛇口工業区太子路1号 新時代広場18階H 郵編 518067  
Suite 18H, Times Plaza, No. 1 Taizi Road, Shekou, Shenzhen, Guandong, China 518067  
電話番号:+86-755-2668-0310 FAX 番号: 2668-0309 HP: <http://www.nmc.net.cn/>

---

二条第二款の規定により処分する。

#### 第三十八条

税務機関と税務担当者が法により納税人の秘密を保持しなかった場合、租税徴収管理法第八十七条の規定により処分する。

#### 第三十九条

税務代理人が税法・行政法規に違反し、納税人の未納または納付不足を招いた場合、租税徴収管理法実施細則第九十八条の規定により処分する。

#### 第四十条

その他税收违法行為は、税法法律・法規の規定により処分する。

### 第八章 附則

#### 第四十一条

納税申告表は、各省・自治区・直轄市・計画単列市の地方税務局により国家税務総局規定の様式で統一して印制する。

#### 第四十二条

納税申告に関するその他事項は、租税徴収管理法、個人所得税法、及びその他関連法律・法規の規定を執行する。

#### 第四十三条

本弁法第二条第一項における年間所得が 12 万元以上の様態の納税申告は、第十期全国人民代表大会常務委員会第十八回会議を通過した《〈中華人民共和国 個人所得税法〉改正に関する決定》に規定された施行時期に基づき、2006 年 1 月 1 日より執行する。

#### 第四十四条

本弁法に関する第二条第二項から第四項の様態の納税申告規定は、2007 年 1 月 1 日より執行し、《国家税務総局 〈個人所得税自己申告納税暫行弁法〉の配布に関する通知》(国税発〔1995〕077 号)は同時に廃止する。

以上